

所管部課	市民環境部 地域振興課		部長	木村 西	
件名	東大和市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立老人福祉施設条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>老人福祉施設の利用者について、原則として市内に居住する60歳以上の者及び団体としているが、本条例第1条の趣旨に合う事業を行う者及び団体に対して利用を認める改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第1条の趣旨規定にある「老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの用に供する」と認められる事業について市長が特別に必要と認めたときに利用できる旨の規定を追加する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>60歳未満の市民団体等が高齢者のために第1条の趣旨に合致する事業を実施する場合に利用できることとなり、利用範囲が広がることで、より趣旨に合った運用とすることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和6年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。